

登録番号

844

## ○大阪産業大学連携研究取扱規程

制 定

平成 19 年 1 月 11 日

最近改正

平成 28 年 2 月 29 日

(目的)

**第 1 条** この規程は、大阪産業大学（大阪産業大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）が外部機関等の要請に基づいて行う受託研究および共同研究（以下「連携研究」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第 2 条** この規程における用語は、次の定義のとおりとする。

- (1) 「連携研究」とは、本学が外部機関等の要請に基づく課題について共同して、または、委託を受けて行う研究で、これに要する経費を原則として外部機関等が負担するものをいう。
- (2) 「研究経費」とは、連携研究に要する経費をいう。
- (3) 「研究担当者」とは、連携研究に従事する本学の教育職員または連携研究を委託または共同で行う外部機関等に属する者をいう。
- (4) 「研究協力者」とは、「研究担当者」以外の者であって連携研究に協力する者をいう。
- (5) 「学部長」とは、本学の各学部、各研究科および短期大学部の長をいう。
- (6) 「知的財産」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権その他これらに準ずる権利をいう。

(研究受入れ基準)

**第 3 条** 連携研究は、当該連携研究が本学の教育研究、または、社会貢献上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に受入れることができる。

(受入れ条件)

**第 4 条** 連携研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付す。

- (1) 本学において、やむを得ない理由により連携研究を中止またはその期間を延長する場合、本学はその責を負わないものとし、この場合、外部機関等にその理由を書面により通知する。
  - (2) 連携研究は、外部機関等が一方的に中止することができない。ただし、当該外部機関等から中止の申出があった場合には、協議の上、中止を決定することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、学校法人大阪産業大学理事長（以下「理事長」という。）は、必要と認める条件を付すことができる。

(連携研究の申込み)

**第 5 条** 本学に連携研究の申込みをしようとする外部機関等の長は、共同研究申込書、受託研究申込書または試験・試作・調査研究申込書を理事長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

**第 6 条** 連携研究の受入れは、学部長および学長を経て、理事長の承認を得なければならない。

(契約の締結)

**第 7 条** 学校法人大阪産業大学（以下「本学園」という。）は、前条の受入れの決定に基づき、直ちに当該外部機関等と連携研究に係る契約を締結する。ただし、試験・試作・調査研究については、この限りでない。

(研究経費等)

**第 8 条** 研究経費は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 研究経費の受領は本学園法人本部事務局財務部経理課（以下、「経理課」という。）にて行うものとし、その処理は、学校法人大阪産業大学経理規程により処理する。

## 8 教育・研究関係（844 大阪産業大学連携研究取扱規程）

- (2) 外部機関等は、謝金、旅費、設備費および消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）ならびに研究の実施に伴う研究機関の管理などに必要な間接的な経費（以下「間接経費」という。）を負担する。
  - (3) 研究経費は、原則として当該連携研究の開始前に本学園に納付する。ただし、当該外部機関等に予算その他経理上やむを得ない理由があり、前納することが困難な場合には、契約日をもって当該連携研究を開始することができる。
  - (4) 研究経費の管理は、本学園法人本部事務局財務部管財課および本学の研究担当者が行うものとし、証憑管理については、経理課が行うものとする。ただし、研究経費の使用に係る手続きについては、地域・社会連携課が協力するものとする。
- 2 間接経費は、直接経費の 10 パーセントに相当する額を徴収する。なお、契約書等に直接経費および間接経費の内訳が明記されていない場合、研究経費総額から 10 パーセントに相当する額を徴収する。ただし、競争的資金による連携研究の間接経費については、原則として当該制度で定められた率を適用した額とする。
- 3 直接経費の使用は、契約書等で定められた研究期間内とする。ただし、当該外部機関等から研究期間終了後の使用を認められた場合、この限りでない。  
（設備等の取扱い）
- 第 9 条** 外部機関等から受入れた研究経費により、本学が取得した設備等は、原則として本学の所有とする。
- 2 連携研究の遂行上必要なときは、外部機関等が所有する設備等を受入れることができる。  
（研究場所）
- 第 10 条** 本学の研究担当者は、連携研究遂行に必要な場合は、外部機関等の施設において研究を行うことができる。
- 2 当該研究担当者が前項により、当該外部機関等の施設において研究を行う場合は、研究用務のための出張扱いとする。  
（中止または期間の延長）
- 第 11 条** 天災その他やむを得ない事情があるときには、外部機関等と協議の上、連携研究を中止し、または研究期間を延長することができる。この場合において、本学または外部機関等はその責を負わない。
- 2 連携研究の中止または期間の延長は、学部長および学長を経て、理事長の承認を得なければならない。  
（完了の報告）
- 第 12 条** 理事長および学長は、当該連携研究により得られた研究成果の報告を当該連携研究の担当者に求めることができる。
- 2 前項において研究成果の報告を求められた研究担当者は、速やかに研究成果を報告しなければならない。  
（成果の公表）
- 第 13 条** 連携研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、外部機関等とその時期および方法等について適切に協議するものとする。
- 2 理事長および学長は、当該連携研究の成果を、外部機関等に報告するときは、本学の研究担当者をして行わせることができる。  
（知的財産に係る事務）
- 第 14 条** 本学および外部機関等は、連携研究に伴い知的財産が生じた場合には、速やかに相互に通報するとともに、権利の帰属決定および出願等の権利確保に係る事務が迅速、かつ、円滑に行われるよう努める。  
（知的財産の帰属および実施の許諾等）
- 第 15 条** 連携研究により本学の研究担当者が外部機関等の研究担当者と共同して創出した知的財産に係る権利については、当該知的財産創出への貢献度を勘案した持分割合にて、本学園と当該外部機関等との共有とする。

- 2 連携研究により本学園または外部機関等の研究担当者が単独で創出した知的財産に係る権利については、原則として本学園または外部機関等がそれぞれ単独で所有する。
- 3 本学園は、連携研究の結果生じた知的財産に係る本学園の権利について、当該外部機関等または当該外部機関等の指定する者に対し、優先的に実施させ、または譲渡することができる。
- 4 本学園は、本学園に帰属する知的財産に係る権利の実施許諾または譲渡については、合理的な実施料または譲渡の対価を収納する。

（職務発明取扱規程の適用）

**第16条** 連携研究により本学の研究担当者が単独で創出した知的財産および外部機関等の研究担当者とともに創出した知的財産に係る権利中の本学園の持分の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、大阪産業大学職務発明取扱規程および同規程に基づく要項その他の規程を適用する。

（機密保持）

**第17条** 本学は、連携研究の遂行に当たり外部機関等から提供または開示を受けもしくは知り得た情報について、当該情報を秘密とすべき合理的な理由が存在すると認められる場合については、当該情報の秘密を保持するよう万全の措置を講ずるものとし、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、これを第三者に漏洩または開示しない。

（研究協力者）

**第18条** 本学および外部機関等は、連携研究遂行上必要があると認めた場合は、相手方の同意を得た上で、研究担当者以外の者を研究協力者として当該連携研究に参加させることができる。

- 2 本学および外部機関等は、研究協力者が第7条に基づき締結した契約の内容を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 研究協力者が当該連携研究により研究担当者とともに創出した知的財産に係る権利については、当該知的財産創出への貢献度を勘案した持分割合にて、研究協力者（または当該研究協力者の属する機関）、本学園および外部機関等との共有とする。
- 4 連携研究により研究協力者が単独で創出した知的財産に係る権利については、原則として、研究協力者または当該研究協力者の属する機関が単独で所有する。

（適用除外）

**第19条** 連携研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を連携研究または外部機関等に対して適用しないことができる。

- (1) 国、政府関係機関または地方公共団体等との連携研究
- (2) 国立大学法人、学校法人、海外の大学およびその他学術研究を目的とする非営利の研究機関との連携研究
- (3) その他特別な事情があると理事長が認めた連携研究

（事務担当）

**第20条** 連携研究に関する事務は、地域社会連携課が行う。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
（本規程の制定に伴う大阪産業大学受託研究取扱規程の措置）
- 2 この規程の施行に伴い、大阪産業大学受託研究取扱規程を廃止する。

附 則（平成23年3月28日）

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。